別表（第2条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価対象事項 | 評価基準 | 点検・評価の方法 |
| 学生支援に関する事項 | １　学生の生活，健康，に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること〔機構：分析項目4-2-1に該当〕 | ・1-1　生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。・1-2　健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。・1-3　各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。・1-4　各種相談・助言体制については，組織の役割，実施組織の人的規模やバランス，組織間の連携や意思決定プロセス，責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。【根拠資料・データ】・相談・助言体制等一覧（別紙様式）・保健管理センター，学生生活サポート室等の概要や相談・助言体制（相談員，カウンセラーの配置等）が確認できる資料・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物，プリント，掲示等）が確認できる資料・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 |
|  | ２　学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう，必要な支援を行っていること〔機構：分析項目4-2-2に該当〕 | ・2-1　課外活動の支援について，課外活動団体数，課外活動施設設備の整備及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。【根拠資料・データ】・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式） |
|  | ３　留学生への生活支援等を行う体制を整備し，必要に応じて生活支援等を行っていること〔機構：分析項目4-2-3に該当〕 | ・3-1 留学生に対する生活支援の実施体制及び実施状況について確認する。【根拠資料・データ】・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況(別紙様式) |
|  | ４　障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し，必要に応じて生活支援等を行っていること※施設・設備のバリアフリー化への対応を除く。〔機構：分析項目4-2-4に該当〕 | ・4-1　障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について，関係法令の趣旨を考慮して確認する。・4-2　対象となる学生が現在在籍していない場合でも，生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。【根拠資料・データ】・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式） |
|  | ５　学生に対する経済面での援助を行っていること〔機構：分析項目4-2-5に該当〕 | ・5-1　奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。・5-2　入学料・授業料免除，奨学金（給付，貸与），学生寄宿舎等，各大学固有の事情等に応じて，学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。【根拠資料・データ】・経済的支援の整備状況，利用実績一覧（別紙様式）・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料・本学独自の奨学金制度及びその利用実績が確認できる資料・入学料，授業料免除等の基準や実施状況が確認できる資料・学生寄宿舎の利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料・上記のほか，経済面の援助の利用実績が確認できる資料 |